

北九行監一第44号
令和8年5月15日

請求人 (記載省略) 様

北九州市監査委員	中西満信
同	梅田久和
同	鷹木研一郎
同	大久保無我

住民監査請求（北九州市職員措置請求）について（通知）

令和8年4月24日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、市長及び子ども家庭局担当職員が一般社団法人Aの運営する自立援助ホームBに対する措置費、補助金及び物件借上料等の公金支出に際し、市が財務会計上の注意義務を尽くさず、十分な確認を行わないまま支出を決定し、支出を継続していることは、違法・不当であるとして、同公金支出の適法性及び相当性について監査を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

また、平成2年6月5日最高裁判決では、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、(略)監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法」とされている。

請求人は、自立援助ホームBに対する措置費、補助金及び物件借上料等を請求の対象としているが、その個別的・具体的な財務会計上の行為(名称、金額等)が示されていない。

また、運営法人が借り上げている物件の登記内容及び借上料への疑念、運営法人の適格性への疑義等により、違法・不当な公金支出であるとしているが、個別的、具体的な財務会計上の行為が示されていない。

以上、要件審査の結果、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

請求書の要旨

一般社団法人 A が運営する自立援助ホーム B に対する措置費、補助金及び物件借上料等の公金支出は、物件の権利関係、賃料・借上料の相当性、運営主体の適格性、資産の確実性等について、北九州市の財務会計上の注意義務を尽くさず、十分な確認を行わないまま支出決定及び支出を継続している財務会計上の違法又は不当な公金支出と考える。

当該支出の適法性について監査を求め、支出の停止、既に支出された公金を返還させること等必要な是正措置を講ずることを求める。

注 法人の権利保護の観点から、施設名及び法人名等については記号化した。